

(裏)

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例抜粋

(実地調査)

- 第 2 4 条 知事は、第 1 9 条第 1 項又は第 2 0 条第 1 項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

- 第 4 3 条 次の各号の一に該当する者は、2 0 万円以下の罰金に処する。
- (1)~(3) 略
- (4) 第 2 4 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

様式第 5 号 (第 2 3 条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属

職 ・ 氏 名

上記の者は、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第 2 4 条第 3 項に規定する職員であることを証明する。

年 月 日

埼 玉 県 知 事



備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。